## 令和4年1月相模原市教育委員会定例会

- 日 時 令和4年1月31日(月)午前9時30分から午後0時40分まで
- 場 所 相模原市役所 第1特別会議室
- 日 程
- 1.開 会
- 2.会議録署名者の決定
- 3.議事
  - 日程第1(議案第 1 号) 事務の代理の承認について(教育環境部)
  - 日程第2(議案第 2 号) 相模原市学校給食費の管理に関する条例について(教育環境部)
  - 日程第3(議案第 3 号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について(生涯学習部)
  - 日程第4(議案第 4 号) 相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市 屋外広告物条例の一部を改正する条例について(生涯学習 部)
  - 日程第5(議案第 5 号) 令和3年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正に ついて(教育局)
  - 日程第6(議案第 6 号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について (教育局)
  - 日程第7(議案第 7 号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育環境部)
- 4.報告案件
  - 日程第8(報告第 1 号) 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る本 市の分析結果について(教育センター)
  - 日程第9(報告第2号) 相模原市社会教育委員について(生涯学習課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小泉和義

委	員	平岩	夏 木
委	員	岩田	美 香
委	員	宇田川	久美子
委	員	白 石	卓 之

説明のために出席した者												
教育局長	杉	野	孝	幸	学校教育部長	細	Ш		恵			
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	兼	杉	千	秋	教育総務室総括副主幹 ( 総 務 企 画 班 )	的	場	秀	剛			
教育総務室総括副主幹 ( 人 事 給 与 班 )	境			賢	教育環境部参事 兼 学 務 課 長	佐	藤	洋	_			
学 務 課 担 当 課 長 ( 就 学 支 援 班 )	清	水	芳	枝	学務課主事	関	П	久争	€子			
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	鈴	木	_	広	学校保健課総括副主幹 ( 給 食 企 画 班 )	林		壮	太			
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	栄		宏	海	学校教育課長	松	本	祥	勝			
教職員人事課長	渡	部	賢	_	学 校 教 育 部 参 事 兼教職員給与厚生課長	長名	川	-	男			
教育センター所長	宮	原	幸	雄	教育センター担当課長 (研究・研修班)	奥	津	光	郎			
相 模 川 自 然 の 村 野外体験教室所長	渡	邊	直	展	青少年相談センター所長	水	野	正	人			
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	太	田	修	=	生涯学習課総括副主幹 ( 総 務 企 画 班 )	荒	田	裕	之			
生涯学習課総括副主幹 ( 計 画 推 進 班 )	鈴	木	孝	司	文化財保護課長	仙	波	浩	美			
文化財保護課担当課長	松	下	勝	彦	生涯学習部参事 兼 図 書 館 長	遠	藤		誠			
相模大野図書館長	杉	Щ	吏	_	橋本図書館長	石	井		望			
博物館 長	佐々	木	春	美								
事務局職員出席者												
教育総務室主任	島	﨑	順	崇	教育総務室主任	髙	橋		亮			

### 開 会

鈴木教育長 おはようございます。ただいまから、相模原市教育委員会1月定例会を開会 いたします。

本日の出席者は、現時点では5名で定足数に達しております。

白石委員より遅参の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。よろしく お願いします。

鈴木教育長 それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程 2、議案第 2 号「相模原市学校給食費の管理に関する条例について」 から日程 7、議案第 7 号「相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について」までは、会議 規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2から日程7まで については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

#### 事務の代理の承認について

鈴木教育長 はじめに、日程1、議案第1号、「事務の代理の承認について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

杉野教育局長 議案第1号につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、事務を臨時に代理したものについてご承認をお願いするもので ございます。

事務の代理につきましては、相模原市長から令和3年度補正予算案を市議会へ提出予定であるとして、1月4日、教育委員会の所掌に係る部分について、法に基づき意見を求められ、教育委員会の意見を申し出る必要が生じましたが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、臨時に代理したものでございます。

議案第1号、別紙、令和3年度相模原市一般会計補正予算第10号、教育委員会所掌分の4ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

「款50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額471億9,569万円から 2億4,148万円を増額し、合計474億3,718万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に関わる予算の補正の内容についてご説明申し上げます。

「項5 教育総務費」「目10 事務局費」でございますが、説明欄1の就学奨励金交付世帯子ども応援給付金事業につきましては、本市独自の給付金として、就学奨励金の交付を受けている準要保護世帯に対し、対象の児童生徒1人当たり3万円を給付する経費を増額するものでございます。

次に、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。 2 ページにお戻りいただきたい と存じます。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目5 総務費国庫補助金」でございますが、就学奨励金交付世帯子ども応援給付金事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものでございます。なお、当該補正予算案につきましては、1月12日に相模原市議会本会議に上程され、可決されております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 子どもたちにとっては、とても有意義な予算のつけ方だと思うのですけど、具体的に子どもたち、また各家庭に行き渡るという時期的なものはどうなのでしょうか。

佐藤学務課長 時期でございますが、まず具体的な対象者を申し上げますと、現在奨励金を受給している小学校、中学校の子どもさんたちですね。その方たちが約7,000人います。それから、今度の4月に入学をしてくる小学生、この対象者がおよそ1,000人いるのではないかなという想定の中で、おおよそ8,000人を想定しております。

給付の時期ですけれども、在校生については、既に申請をいただいている中で給付の措置が決定している方たちになりますので、2月の中旬には給付ができるというような予定でおります。

それから、新1年生につきましては、今ご案内しているのですけれども、これから申請を受け付けて、審査をしてというような作業がございますので、新1年生、約1,000 人分については3月の中旬に給付というような予定をしているところでございます。 鈴木教育長 よろしいでしょうか。

他に、質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第1号、「事務の代理の承認について」を原案どおり承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第1号は承認されました。

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る本市の分析結果について 鈴木教育長 次に日程8、報告第1号「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 に係る本市の分析結果について」、事務局より説明いたします。

宮原教育センター所長 令和3年度小学校5年生、中学校2年生を対象に行われました、 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市結果についてご報告いたします。なお、本結 果につきましては、2月中に市のホームページに掲載する予定としております。

それでは、資料の方、カラーで印刷してありますスライドの1枚目、上段をご覧ください。

調査の結果、この内容でございますけども、そこに示しております8種目の調査です。下の表には、握力から順に小中別に、それから男女別に記録の平均値と、T得点と呼ばれるものの表記がございます。このT得点と申しますのは、全国平均値を50としたときの指標でございます。種目ごとの結果が分かりやすいように、例えば小学校の男子の握力のように、全国平均値を超えているものにつきましては、T得点を黒字の太字で、そこにアンダーラインを記しまして、逆に全国平均値と比較して、T得点で3ポイント以上下回っているものにつきましては、朱書きでアンダーラインをさせていただいております。

続きまして、1枚目下段の方の文章でございますけども、スライドの下の方をご覧ください。

今年度の全国の体力の状況でございますけれども、令和元年度に比べまして、小学校、中学校の男女共に低下しております。この全国の結果における低下の主な要因としましては、1つ目が運動時間の減少、2つ目が学習以外のスクリーンタイムの増加。3つ目が肥

満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さらに拍車がかかったと国の方では分析しております。

本市の体力合計点の結果につきましては、全国同様に、令和元年度に比べて、小学校、中学校共に男女で低下しております。項目別でT得点による比較を見ますと、小学校男子の握力、それから上体起こし、長座体前屈、それから、小学校女子の握力、長座体前屈、中学校男子のボール投げで全国平均を上回っております。

一方、小学校女子の反復横跳び、それから20mシャトルラン、中学校男子の反復横跳び、中学校女子の反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳びにおいて、全国平均を3ポイント以上下回っている項目があり、課題となっております。

それでは、次のページのスライドをご覧ください。上の段でございます。

次に、児童生徒質問紙調査と体力合計点とのクロス集計における体育・保健体育の授業に関する成果についてでございます。

体育・保健体育の授業では、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力を育成するために、学習の目標の明確化と授業を振り返る時間、そういった「スタートとゴールのイメージをもった授業展開」を大事にして取り組んでおります。また、仲間と見合ったり、話し合ったり、助け合ったりする活動を多く取り入れております。

ここにありますグラフのように、本市の結果からも、この左のピンクの方ですけれども、 「体育の授業が楽しい」と感じ、右の方の青ですけれども、「目標を立てて取り組んでいる」児童生徒ほど体力合計点が高い傾向にございます。

同じページの下のスライド、中段の文章のところをご覧ください。

課題でございますが、児童生徒質問紙調査、生活習慣に関する課題にありますように、「朝食を毎日食べていますか」や「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」については、9割程度の児童生徒が肯定的な回答をしておりますけれども、平日の学習以外でのスクリーンタイム、いわゆるテレビやスマホを視聴する時間につきましては、小学校でおよそ6人に1人、中学校でおよそ5人に1人の児童生徒が、「5時間以上」と回答しております。

最後に、一番下の段、今後に向けてでございます。

児童生徒の体力・運動能力につきまして、生涯にわたって運動を続けるうえで、より一層児童生徒が運動することを大切だと感じ、健康を保持増進するために、休養や栄養との

関連を考えることができるような取組が重要となっております。

そこで、本市では、成長期にある児童生徒が体を動かす楽しみや喜びを体感するとともに、心身の成長や健康の保持増進が図られるよう、ここに記載されております から までの取組を推進しまして、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 世の中的にもなかなか体を動かすところが難しいですし、学校現場の中でもなかなか三密を避けるであるとか、いろんなところの中で授業も、また休み時間も制約されているかと思います。

そういった非常に制約された中で各学校はどんな工夫をして、体力向上を目指しているのかというのが1点と、あと当然家庭との連携も重要かと思うのですけども、「今後に向けて」の中では若干見られないところもあるのですけども、その辺はいかがでしょうか。 奥津教育センター担当課長 それでは、1点目の体力の向上の各学校の取組についてでございますが、小泉教育長職務代理者がおっしゃるように、今かなり制限がかかっている状況ではございます。その中で、先ほどの資料の裏面にも記載させていただきましたが、小学校体育授業サポートにおける出前授業、いわゆるホームタウンチームとの連携というのを今、取り組んでいるところでございます。現状、令和3年度については、このような状況の中でも市内8校の小学校に出向いて、SC相模原、女子サッカーのノジマステラ、それから、アメフトのノジマ相模原ライズといったところが、小学校と関わりながらプロに学ぶ、本物に触れるよい機会となっておりまして、そういった学校においては、休み時間等で子どもたちの意欲付けにつながっていると承知しております。

それから2点目の家庭との連携でございますが例年、事務局では出前講座を行っておりまして、先ほどスクリーンタイムの課題もございましたが、そういったことがいかに心身の成長に関わるかというのを、子どもだけでなく保護者へも伝える機会をつくっておりましたが、今年度については、こういったコロナ禍の状況で保護者の方や子どもたちに直接お伝えする機会が難しいと考えたため、いわゆるオンライン上でオンデマンド配信するような形を取った取組を行っております。4月にそういった動画等を配信しまして、8月時点になりますが、400件ほどのアクセスがありましたので、それが各学校でどれだけ実施されたか、どのように活用されたのか、今後調べていこうと思っております。

令和4年度につきましては、今、指導主事が中学校区ごとに配置されておりますので、中学校区ごとの状況をよく知る指導主事が各学校に関わりながら、要望に応じた出前講座を行いながら、各校の実態に応じた改善に向けて取組を進めていこうと考えているところでございます。

小泉教育長職務代理者 なかなか難しい中で、やはり先生方一人ひとりがさらに高い意識を持っていただいて、子どもたちにきめ細かなアドバイスであるとか、支援であるとかをしていただくということと、あわせて事務局としてはその先生方をうまくサポート、研修等も含めて情報提供もあるとは思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

平岩委員 少し教えていただきたいことがあります。1週間の総運動時間が420分というのが出ているのですが、これは例えばどういう子たちなのか、ちょっとイメージを、少し具体的に教えていただけるとありがたいです。

奥津教育センター担当課長 この420分についてでございますが、国の方の調査でこの時間が出てきております。1日60分ということで、1週間 $7 \times 6 = 42$ ということで、そういったところで出てきている数値かと思いますが、この420分というラインを基に差が出だすということですので、そこのところを1つ目安にしているということが1つでございます。この420分というのは、いわゆる学校だけの運動時間だけではなくて、家庭に帰ってからの運動時間等も含んだ、いわゆる体育の時間以外の時間ということでございます。

鈴木教育長 若干補足をお願いしたいのですけど、今、平岩委員は具体的にどんな子どもたち、家庭に帰って運動というのは、多分習い事ですとか、いろんなことがあるのだと思うのですけど、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいなと。

奥津教育センター担当課長 この詳細な情報は、私の方でお持ちはしていないのですが、情報から推察するに、平岩委員が考えていらっしゃるような習い事のお時間ですとか、それから放課後に子どもたち同士で、このような状況の中ですけど、遊べるときに遊んでいるというような、そういった時間を指しているものと思います。すみません、明快な答えができませんで。

平岩委員 ということは、割と一般的なお子さんで、体を動かせばクリアできるようなラインと思ってよろしいのでしょうか。何か特別なことをやっている、そういうラインかなと思ったのですが、そうではないということでよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

鈴木教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

他に、質疑、ご意見ないようですので、この件はよろしいでしょうか。 それでは、この報告第1号については終了させていただきます。

#### 相模原市社会教育委員について

鈴木教育長 次に日程9、報告第2号、「相模原市社会教育委員について」事務局より説明いたします。

太田生涯学習課長 報告第2号についてご説明申し上げます。別紙をご覧いただきたいと存じます。

1の設置目的等でございます。その設置目的でございますが、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、または意見を述べること等でございます。委員の数は15人以内、任期は2年でございます。

2の委員については、学校教育の関係者、社会教育の関係者等条例で定める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

3の活動内容等についてでございますが、年4回程度の定例会を開催し、教育委員会からの諮問に対する答申や、自主的な研究テーマについて提言や調査研究報告をまとめるものでございます。そのほか、県社会教育委員連絡協議会が主催する研修会、研究会への参加や社会教育委員の意見を市政等に反映できるよう、委員を各種委員会等に派遣しております。

開催の実績といたしましては、直近の2年間につきましては、新型コロナウイルス感染 症拡大防止の観点から書面開催、オンライン開催とした回も含めまして、任期中に7回開 催をいたしました。

最後のページになりますが、委員の名簿をご覧いただきたいと存じます。

令和4年1月11日現在、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験者4名、市の住民2名、教育委員会が特に必要と認める者1名、計14名の方に委員をお願いしております。1月11日に新たに委員を委嘱したところですが、この14人中11人は前期からの継続、3名の方を新たな委員として委嘱させていただきました。新たに委嘱した委員は、公募委員の海野浩委員と水谷英正委員、一番下段のところになりますが特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークから推薦された雨宮健一郎委員になります。

以上で報告第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいた します。

白石委員 社会教育委員の関係の内容を説明していただきましたけれども、14名、1人 は欠員ということでよろしいでしょうか。

太田生涯学習課長 条例上、15人以内となっているところですが、現在の委嘱は14名となっております。

白石委員 また新たな任期が始まったということなのですけども、今後、今期で何かテーマというか、こういうことをやっていこうと考えているということがございましたらお願いいたします。

太田生涯学習課長 社会教育委員の活動の、今後の見通しというところかと思います。

まず実績といたしましては、令和元年度に一度調査研究報告書として提言をいただきました。そのうち特に公民館について、具体的な事業の展開方法とか事例を掘り下げて研究するというところがいいのではないかというところで今回中間まとめ的なものができました。公民館の職員がいろいろ事業を進めるに当たって参考となる事例など、そういったものをまとめていくのがいいのではないかというようなお話がありました。

そのまとめを踏まえて、今期新たな委員の中では、公民館現場にアンケートをしたりとか、職員に実際にヒアリングをしたりして、実際どのような課題があるのか、そんなところを踏まえながら公民館の職員が事業展開する上で参考となるようなもの、そういったものを今後2年間でまとめ上げていこうと、そんな内容となっております。

白石委員 引き続き、ぜひ、いい議論を活発に行っていただければと思っております。よるしくお願いします。

宇田川委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、そもそものところで申し訳ないのですが、委員の数が15人以内となっているのですけれども、この最低の人数の規定というのはないのでしょうかということで。

例えば、選出区分が決められていて、ここからこの枠、選出区分は守るようにということで、例えば、最低6名以上というような実質はそうなっているというような考え方なのでしょうか。

太田生涯学習課長 委員の人数につきましてですが、委員の定員15人以内と、これは相

模原市社会教育委員条例、この条例の中でまず人数を定めて15人以内としております。 委嘱の基準というところで、条例の中で学校の教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市の住民、前各号に掲げる者のほか教育委員会が特に必要と認めるものと条例でこの選出の区分はしっかりと決めさせていただいております。

その人数ですが、15人以内という中で、現状では各人数、分野とも充足しているという状況でございます。現在のところこの増員の予定はございませんが、今後、調査研究に応じて人員を補充する必要が生じた場合には、そこは柔軟に対応して新たな委員を選任するだとか、そんな形を取っていきたいと。条例上15人以内ということなので、最低何人いなければならないというそういう規定ではございませんが、今後活動をしていく中で必要な人数ということで、今現在14名とさせていただいております。

宇田川委員 ということは、例えば極端な話、ゼロ名になったとしても、そこが何というのかな、ゼロ名にならないことに対する保証というのはないということですか。

太田生涯学習課長 今、実際14名という中で、これまでも社会教育委員会議の中で議論をしていただいている中で、特にこの分野について不足があるということは、委員の方からもございません。やはり、委員会議の中で、もし不足があればというところでしっかり対応していきたいと思っております。

もともと15人以内ということで、15人委嘱していた時期もございます。実際は、名 簿のところをちょっと見ていただきますと、学校教育の関係者ということで小学校校長会 からお一人、お願いをしておりますが、前はここに中学校校長会の校長先生も委嘱をさせ ていただいておりました。

ただ、社会教育委員会議、年4回という会議の中で、学校の先生の働き方の改革の部分 もあったりということで、主に公民館を利用するのは小学生が多いというところもありま したので、小学校校長会ということで、まずはまとめさせていただきました。

今後、中学校の生徒に関する部分でご意見を聞きたいというようなことがあれば、臨機 応変に対応してまいりたいと思っております。

宇田川委員 すみません、ごめんなさい。ちょっと私の質問の仕方が悪かったのだと思うのですけれども、15人以内という規定の仕方が、0名になってしまうということを回避するための何というか、規定がないのでしょうかというところの心配なのですけれども。 太田生涯学習課長 先ほどもちょっと申したところですが、条例で15人以内と、実際委 嘱の基準ということで各区分しっかりと規定させていただいております。この規定に、各 区分に該当するような方が、ここは例えばいないようなことにならないように、しっかり とそこは教育委員会として委嘱をしていきたいと思っております。

鈴木教育長 最低のルールというのは特にあるわけではなくて、それぞれの区分から今、 人選をしていただいているような形ですね。

生涯学習課長が説明したとおり、従来は15人ということで小学校、中学校から出てきて委員をお願いしたのですが、中学校の部分については様子を見ているというような状況で、必要があればまた学校の方にお願いするような形かなと思っています。

岩田委員 これは多分、条例の問題であって、ここの部分ではないのだろうけど、宇田川委員が心配するようなところの、今、説明の中で多分(1)から(5)までのところの領域のところで、お1人ずつは担保するということが何となくこの人数の規定ではないけど、そこのところはしているというようなことで。

逆にミニマムのときに各領域から1名ずつで5人ぐらいのときもあったのか。逆にこれは、各領域から誰がどう決めて何人ぐらいと決めるものなのですかね。

太田生涯学習課長 これまでの社会教育委員の委嘱の状況で言いますと、15名というのが通常でございました。先ほども言ったとおり中学校校長会からは様子を見るということで今現在14名ということで、14名以下となった状況は過去にはございません。今後につきましても、このやはり各区分から必要な人数というのをしっかりと委嘱をさせていただいた中で、会議での議論をしっかりとしていただきたいと思っております。

鈴木教育長 あと、もう 1 点。 1 5 人と決めた経過が分かれば。多分いろいろな審議会によって、委員の人数というのは、ふさわしい人数があるのだと思うのですけど。

今回の社会教育委員、恐らく過去に議論があって 1 5 人という形になったと思うのですが、その辺の経過ってあります。

太田生涯学習課長 もともとは社会教育法から根拠が来ております。社会教育法の中で社会教育委員の委嘱の基準、定数及びその任期、その他社会教育委員に関し、必要な事項は当該地方公共団体の条例で定めるということになっております。

もともと文科省の省令の中でそういった基準がございました。例えば、先ほど申しました学校の関係者ですとか、社会教育に関係する者、あと学識経験の者、もともと国の省令の中で決めていたものですが、地方分権の中でその参酌基準というのが地方公共団体の条例で定めることとされたというところでございます。それを踏まえて、もともとの省令の

基準を踏まえて条例に位置付けをさせていただいたというものでございます。

鈴木教育長 岩田委員、よろしいですか。ちょっとすっきりしない部分はあるかもしれないですが。

岩田委員 はい。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この件は終了させていただきます。

ここで、前回の定例会後の私の活動状況についてご報告いたします。

1月5日、市の賀詞交換会、市民会館で行われました。

1月7日は皆さんご参加いただいた、けやき会館での令和3年度の総合教育会議と。

それから1月26日には、令和3年の秋の叙勲ということで、元鵜野森中学校の内田晴明さんの叙勲がございまして、市長面会に立ち合わせていただきました。

先週の金曜日、1月28日、第63回神奈川県公民館大会が川崎市の中原市民会館で行われましたが、これにつきましては来年度、令和5年1月20日の第64回神奈川県公民館大会は、本市を会場といたしますので、その伝達、引継ぎに行ってまいりました。

そのほか、ご承知のとおり、今、新型コロナウイルスのオミクロン株の関係で、学校の学級閉鎖、学年閉鎖あるいは学校閉鎖、こういうことの対応を、行っているところでございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は、2月28日、月曜日、午前9時30分から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は2月28日、月曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方は退室してください。

(休憩・10:07~10:09)

相模原市学校給食費の管理に関する条例について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 2 、議案第 2 号「相模原市学校給食費の管理に関する条例について」を議題といた します。事務局より説明をいたします。

杉野教育局長 議案第2号についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理について所要の定めをすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

学校給食費の徴収方法につきましては、教職員や保護者の負担軽減を図ることを目的に、 現金徴収から口座振替等に変更するなど、学校給食費の管理に関する業務を学校から市へ 移管するとともに、給食会計の透明性を高めるため、給食費を市の歳入歳出予算に計上す ることとするものでございます。

別紙をご覧いただきたいと存じます。

第1条の趣旨についてでございます。この条例は、学校給食法第4条の規定により、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理について必要な事項を規定するものです。

第2条の定義についてでございますが、この条例に掲げる用語の意義を規定するものです。

第3条の学校給食費の徴収についてでございます。第1項、市長は、市立小中学校等のうち規則で定める学校において実施される学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収すると規定するものです。

第2項、学校給食費の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じて定める額を超えない範囲内において規則で定める額とするものです。

1ページおめくりいただきたいと存じます。

第4条の学校給食費の減免についてでございます。市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができると規定するものです。経済的な困窮者に対しましては、納付代理や現物支給によりまして、保護者を介すことなく給食費の納入手続を行い、保護者の負担を軽減する予定でありまして、ここでは災害等により著しい損害を受けた場合などを想定しているところでございます。

第5条の督促についてでございますが、相模原市債権の管理に関する条例の定めるところによると規定するものです。

第6条の違約金の徴収についてでございます。第1項、市長は、学校給食費を納期限までに納付しない保護者がある場合において、督促をしたときは、当該学校給食費の額に違約金額を加算して徴収するものと規定するものです。

第3項、市長は、保護者が学校給食費を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認め<u>る</u>ときは、違約金を減額し、又は免除することができると規定するものです。ここでは、災害により被害を受け、やむを得ない理由がある場合などを想定しているところでございます。

第7条の委任についてでございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に ついて必要な事項は、規則で定めると規定するものです。

附則のとおり、施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいた します。

岩田委員 説明いただいた第4条であるとか、第6条第3項の部分が、災害とかを想定していますという説明をいただいたのですが、逆に就学援助の対応になるところは、この条例ではないところで別に対応していくと考えていいのでしょうか。

鈴木学校保健課長 具体的な徴収の額、ルールどおりの徴収の額の部分につきましては、 第3条に基づきまして規則で詳細に決定するつもりでございます。その中でそうした事前 に想定されるものについては、規則の中でしっかりと書き込んでいきたいと考えてござい ます。

鈴木教育長 就学援助の世帯については、この条例の第4条あるいは第6条の第3項を適用して減免をするのか、それとも就学援助で出していくからこの条例に関わらないのか、 その辺について回答お願いします。

鈴木学校保健課長 大変失礼いたしました。就学援助の部分、それから生活保護の部分に つきましては、役所内部の会計処理で保護者を介さずに徴収をさせていただきたいと考え てございます。

杉野教育局長 就学奨励金等が出ている世帯は、その予算から歳出をさせていただいて、 直接本人に渡して、それを本人に払っていただくというのが、これが普通のやり方になる のですけれども、今課長が説明したのは、そこの保護者とのやり取りを抜いて、学務課が 支出した先が市の別な科目の方へ入っていくということになりますので、減額をするとか そういったことではなくて、払っていただくのですが、払う元がその奨励金などという形 になります。生活保護についても同じような形になるということでございます。 岩田委員 条例の中にはそこの部分まで関与しないという、要するに条例はそこのところではなくて、さらに支払うところの部分でそっちの生活保護なり就学援助のところでお金の動きがあるという理解でよろしいですか。

鈴木学校保健課長 おっしゃるとおりでございます。

岩田委員 違約金の徴収のところで、この何%という部分は、これはもう年14.6%という部分で固定して、何か変動するものではないと理解してよろしいでしょうか。

鈴木学校保健課長 14.6%の部分につきましては、そのページの一番下に経過措置として書かせていただいてございますけれども、当分の間、第6条第1項に規定する違約金14.6%の割合、及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金の特例基準割合の数字に基づきまして計算をさせていただきたいと考えてございます。

鈴木教育長 基本的に、税金の方の延滞金の基準を引用しているので、それが変われば変わってきます。

小泉教育長職務代理者 令和5年4月1日から施行されるということですが、この条例が 制定された後、いろんなスキーム、手続であるとか、保護者へのアピールとか、また庁内 の組織改編みたいなものも含めて大きな動きがあれば教えてください。

鈴木学校保健課長 ここで、まず条例を制定させていただきまして、再来年度から公金として給食費を徴収させていただくということを公にさせていただくというところでございますけれども、具体的な事務手続、事務作業につきましては、来年度いっぱいをかけて具体的に詰めてまいる予定でございまして、例えば給食費を実際に徴収するためのシステム開発でございますとか、それから保護者の皆様に対しましては、給食を受ける同意書ですとか、そういったものを今後、整えてまいる予定でございます。

鈴木教育長 多分、一番の課題は、未納の額が、先行市を見ると多くなる。ちなみに今、 本市の未納割合はどのぐらいになりますか。

鈴木学校保健課長 0.04%で、数十万円という状況でございます。

鈴木教育長 数十万円の前に、全体、例えば小学校で言うと、給食費は年間どのぐらいお 支払いいただいているのか。

鈴木学校保健課長 全体で17億円ほどでございます。

杉野教育局長 先行している市が幾つかありますので、そちらの状況はといいますと、学校で徴収している時期は教員の方々や保護者の方の努力で限りなく少ない数字なのですけれども、先行しているところは大体 0 . 7 から 2 % 前後、そのぐらいが滞納率。

ですから、10億円あれば、2ですから2,000万円、700万から2,000万円 くらい。そのくらいの額が滞納額として、先行市は出ているというところです。

ただ、本市の場合は、先ほど同意書という形を課長の方から発言があったかと思いますけれども、児童手当等が、お子さんを対象に出ている制度がありますので、もし納めにくい場合は、そちらの方の金額を充当させていただくことにご異議あるかどうかという同意書を取らせていただきたい。細かいことになりますけど、そのような形で限りなく滞納額が少なくなるよう努力はしていきたいと。訪問徴収ですとか、そういったこともやらせていただくのですが、様々な方法をもって滞納額を減らしていきたいというところでございます。

小泉教育長職務代理者 その同意書をつくるというのは、何かルールみたいなものはある のですか。もしくは、市独自で動いても構わないのか。

鈴木学校保健課長 給食の提供につきましては、民事上の契約行為の中で給食を提供していくという形になりますので、その民事行為の中で同意をいただくという形になります。岩田委員 もちろんその0.7%なり2%のほかの市のような未納額になってくると、市全体のお金を圧迫するので、それはそれで困るものなのだけども、でもやっぱり一応教育の現場なので、民事のという部分で、大事なことかもしれないのだけど、その児童手当からお金を取るからいいんだみたいなことにはならずに、そこから何でこの人が払えないのかといったところも考えつつ、あまり市の財政が逼迫してももちろん困るのだけども、機械的にお金を取るところばかりにならないようにというのが、お願いという感じです。

鈴木学校保健課長 未納対策につきましては、制度的に対策として必要な部分はございますけれども、委員がおっしゃるとおり、各個別の家庭の状況もございますので、そうしたことにもしっかりと寄り添いながら、進めてまいりたいと考えてございます。

今考えておりますのが、口座から引き落とせなかった場合、まず納付書を発行いたしまして、コンビニですとか、それからバーコード決済、こういった納付しやすいようなものを口座引き落としができなかった方にお配りをして、まずはお支払いをいただくということを考えてございます。その後、臨戸訪問等も行う中で、必要に応じて状況を考えながら児童手当の方も活用してまいりたいと、そのように考えてございます。

岩田委員 あと、現行の、学校のところで未納の場合だと、スクールソーシャルワーカーが行くときに、この家もかなり未納なのです、でも就学援助の申請はしていないみたいなところがあり、結局その親御さんは私の経験で言うと、平仮名は書けるけど、漢字は書け

ない、申請書類が書けなかったみたいなケースもあったりするので、さきほど説明のあった丁寧な手続プラス、その生活問題のところで青少年相談センターとも連携を取っていただけると、より支援につながるのかなと思いましたので、お願いします。

鈴木教育長 その辺は事務局でも課題になっていまして、後ほどの当初予算の議案でもお話させていただきますが、ソーシャルワーカーの増員をさせていただくような対応を図りたいと思っています。

ほかにございますでしょうか。

一応、小学校の方からは、感謝という言い方もおかしいですが、教職員の負担とそれから保護者の負担が減るので、非常にありがたいというお話はいただきました。

よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第2号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例について」を原案どおり決する にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 次に日程3、議案第3号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例に ついて」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

杉野教育局長 では、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、千木良公民館再整備により、同公民館別館の公用を廃止することについて提案するとともに、当該再整備事業の実施に伴い、相模原市立公民館条例における施設使用料の規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

はじめに、千木良公民館別館の公用廃止についてでございます。

建物の概要は、議案に記載のとおりで、現在調理室及び大会議室を備えておりますが、 令和4年9月1日付けでの廃止を予定しております。なお、今回の再整備事業では、廃止 する別館調理室に代えて、本館に新たに料理実習室を整備する予定でございます。

続いて、条例改正の内容につきましてご説明させていただきます。別紙の2ページ、相模原市立公民館条例の改正の概要をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容、千木良公民館の施設使用料の規定の改正についてでございます。(1)につきましては、千木良公民館別館の廃止に伴い、同公民館の別館調理室及び別館大会議室の利用に係る1時間当たりの使用料の規定を削除するものです。

(2)につきましては、廃止する別館調理室に代えて新たに設置します料理実習室について、その1時間当たりの使用料を100円とする規定を追加するものでございます。

2(1)の施行期日につきましては、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内に おいて規則で定める日から施行するものでございますが、別館調理室及び別館大会議室の 使用料の規定の削除につきましては、令和4年9月1日から施行するものでございます。

改正後の条例の規定による同公民館の料理実習室に係る利用の承認申請の受付その他必要な準備行為につきましては、この条例の施行の日前においても行うことができることとするため、公布の日から施行するものでございます。

今後の主な事業のスケジュールについてご説明させていただきます。

令和4年6月から本館集約工事を開始し、完了は令和4年10月初旬を予定しております。その後、完了検査等を踏まえまして、10月中旬頃から供用を開始する予定でございます。

改修後のレイアウトにつきましては、別紙の4ページの下段、本館平面図改修後のとおりでございます。

別館解体工事につきましては、令和4年10月から開始し、完了は令和5年3月を予定 しております。今回の工事の実施に当たりましては、両館とも利用できなくなる期間を最 小限にしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 千木良公民館の別館は私も見たことがありますけれども、たしか、これ耐震の 関係とかで課題があってということだったと思うのですが、今の料理実習室の利用頻度が どれぐらいあったのか。分かれば教えていただけますでしょうか。

太田生涯学習課長 現在の別館の調理室の利用状況でございますが、令和元年度の実績で申し上げますと、利用者670人、利用率とすれば5%程度となっております。実際、調理室を利用する団体としては、わかな会という団体と、地域のお年寄りから構成されます

サロンさくらんぼという団体があります。

あと、そのほか公民館の事業として、公民館まつりといったときに調理をするということで、その調理室を使っていると。そんな状況でございます。

白石委員 結構広さがあったかと思うのですけども、改修前の今の料理実習室の広さと 改修後の広さがどのようになるのか教えていただけますでしょうか。

太田生涯学習課長 別館の今の調理室ですが、97.5㎡でございます。改修後につきましては、約30㎡という予定でございます。

白石委員 広さとしては狭くなってしまうのだと思うのですけども、特にこれは、利用者 にはご理解いただいているということでよろしいでしょうか。

太田生涯学習課長 今回の再整備につきましては、各利用団体にもヒアリングをさせていただきました。その中で、面積のお話、当然狭くなりますというお話もさせていただく中で、団体の方からは、本館は狭くはなるのですが、実を言いますと、廊下を挟んだ向かいの部屋と続きで使えるというところでは、今までより利用勝手はよくなるよねというようなお話もいただいた中で、面積が狭くなることについてはご理解をいただいたというところでございます。

岩田委員 この公民館を私は直接見ていないので、図書コーナーがほぼ半分ぐらいになってしまうのは、これは大丈夫なのでしょうか。

太田生涯学習課長 今、本館の図書コーナーに料理実習室を設けるということで、それでその図書コーナーは場所を移動してというところで、面積も若干狭くなります。今、実際図書コーナーには、約2,000冊の一般書や児童書があります。利用される貸出数なのですが、直近で言いますと、例えば昨年の11月は、貸出冊数としては8冊、その前も4冊、一桁というところが非常に多いというところです。という中で、場所を移動させていただく中でも、利用者の方からは特に問題はないということで確認を取っているというところでございます。

岩田委員 逆に、この幼児室がなくなってしまうことはどうなのですか。

太田生涯学習課長 千木良公民館本館の幼児室ですが、利用の実態としましては、ほとんど利用がなく、いわゆる物を置くスペースということで活用しているところですが、今度図書コーナーとして整備するに当たって、本はなるべく壁面に置く形で、真ん中にフリーに使えるような机、椅子、そういったものをちょっと置いて、例えば学校帰りの児童が立ち寄ったり、また地域の子育てしているような方が、そのお部屋で少し休んだりというこ

ともできるような、運用面で対応してまいりたいと思っております。

岩田委員 実際は同じように使えたりしても、あえてこの幼児室という、幼児が来られる のだというところを、赤ちゃん連れでも来られますよみたいにしておくには、部屋の名称 でも、何か来やすいようにしてあげてほしいなと思いました。

太田生涯学習課長 部屋の名称等々につきましても、ちょっと検討は必要かなと思いますが、別館の2階が今、和室のお部屋になっております。ここを使っている団体さん、子育てサークルの方が使っていらっしゃるのですが、別館を解体するに当たって、畳のお部屋がなくなるということで、実を言いますと、本館の第3会議室、第2会議室、こちらはフローリングなのですけども、ここにプレイマット等を用意させていただいて、こちらで子育てサークルの方は利用していただくというようなことを考えております。実際、幼児室として使いたいというお話があった場合も、この第3会議室でプレイマット等をご用意してありますので、そういったものもご利用していただきながら、広いスペースでご利用いただけるような、そんな対応を図ってまいります。

小泉教育長職務代理者 すみません、解体後の跡地は何かに使われる、学校側だったと承知しているのですけど、どうでしょうか。

太田生涯学習課長 別館の解体後の利用なのですけども、駐車場として使う、そういう予定でございます。駐車場の方には、物置を置いたりとか、あと隅の方には水場を整備したりというところで、実際公民館まつりのときなどは、駐車場も一体的に使っているという状況がございます。

また、別館の敷地は千木良小学校の校庭と地続きのところになっております。実を言いますと、消防車両、大型車両とかが緊急時に入るのに、小学校に入るには、この別館の前を通らないといけないということで、そのまま災害時にも通行できるような、そんな対応を取ってまいりたいと思っております。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第3号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正す る条例について

鈴木教育長 次に日程4、議案第4号、「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及 び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局 より説明をいたします。

杉野教育局長 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧いた だきたいと存じます。

本議案は、文化財保護法の一部を改正する法律による文化財保護法の改正に伴う目的に係る規定、文化財の登録及びその解除に係る規定及び審議会への諮問に係る規定の改正並びに広告物等の表示等の禁止地域等及び禁止物件に係る規定の改正その他所要の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

別紙の4ページ、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物 条例の改正の概要をご覧いただきたいと存じます。

1、改正の内容ですが、はじめに(1)相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正についてでございます。

アといたしましては、文化財保護法において、地方公共団体による文化財の登録制度が 創設されることに伴い、本市独自の文化財登録制度を法に基づくものと位置付けるもので ございます。

イは、法若しくは神奈川県文化財保護条例の規定により指定され又は法の規定により登録されたものを除くものを相模原市登録文化財として登録できることとするものです。

ウは、イの登録は、相模原市文化財登録簿により行うこととするものです。

エにつきましては、市登録文化財が法若しくは県条例の規定による指定、法の規定による登録又は市指定文化財の指定を受けたときは、当該市登録文化財の登録は抹消されたものとするものです。

オは、工の場合の抹消は、相模原市文化財保護審議会への諮問を要しないこととするものです。

(2)相模原市屋外広告物条例の一部改正についてでございます。

登録簿に登録された地域又は場所並びに登録簿に登録された建造物及びその周辺50 メートル以内の地域を広告物等の表示又は設置を禁止する地域等とするものです。

次に、施行期日等の(1)施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

(2)相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてでございます。

アといたしましては、この条例の施行の際現に改正前の相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の規定により登録されている市登録文化財又は認定され、若しくは追加認定されている保持者若しくは保持団体のうち、次のイに規定する市登録文化財又は保持者若しくは保存団体を除き、改正後の相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の相当規定により登録され、又は認定されたものとみなすものでございます。

イは、この条例の施行の際現に旧文化財条例の規定により登録されている市登録文化財であって、県条例の規定により指定され、又は保持者若しくは保持団体の認定は、令和4年4月1日において解除されたものとするものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いした いと思います。若干ちょっと分かりにくいですよね。

条例は確かにそのとおりなので、ここに至った背景について文化財保護法のどういう改 正があったのかをちょっと教えていただければ、ありがたいのですけど。

仙波文化財保護課長 まず、こちらの条例改正に至った経過ですけれども、文化財保護法の改正が令和4年4月1日で施行されることとなっております。こちらの改正の内容といたしましては、これまで文化財保護法の中には、文化財の地方登録制度、こういったものが規定をされておりませんでしたので、こちらが創設をされるということになったための条例改正でございます。

現行の相模原市の文化財の条例につきましては、既にこの登録制度というものは、市独 自で制度として設置をしておりましたが、今回、法に基づく制度ということになりました ので、法に基づく制度ということの条例改正と、これまでに登録をしていました市の登録 文化財につきましても、法に基づくものであるものに移行するといった内容の改正になっ ております。

それから、この条例改正後につきましても、これまでに登録されているものと、これから登録されるものと、登録文化財の取扱いを同じものとする改正の内容となっております。

また、この今回文化財保護法が改正になり、地方登録制度が法に位置付けられたことによりまして、本市の屋外広告物条例、こちらにつきましても、市の登録文化財が禁止

区域の対象でございましたので、併せてそちらの条例も改正するといった内容になって おります。

鈴木教育長 ちょっと何か具体的に1つの事例を今こうなっているものが、こうなるのだというのは何かあれば。笹野家などは違いますか。

仙波文化財保護課長 今回の改正によって大きく変わるという点はございませんが、市の登録文化財につきましては、そのまま市の登録文化財として取扱いはするのですが、市の登録文化財の中に、県の指定を受けている無形民俗文化財と、国の登録を受けている笹野家住宅の長屋門、合計で4点、市の登録も受けつつも、他の指定や登録を受けている。そういった文化財がございます。そういったものにつきましては、市の登録を解除するということで、今まで重複して指定、登録を有していたものを1つだけにして、国の登録の文化財、県の指定の無形文化財というようなところにいたします。

鈴木教育長 今まで重複登録していたものを、法律が変わったので1つにまとめるというのが端的な説明だと思います。

小泉教育長職務代理者 ということは、登録件数自身は変わらないということになるのでしょうか。また、あとこれによって何か課題というか、やらなくてはいけない、当然事務作業はあるかと思うのですけども、大きなものがあれば教えてください。

仙波文化財保護課長 まず、登録の件数でございますが、今申し上げた重複していた4件につきましては、これまでも重複して件数としてはカウントしておりましたので、現状、国指定、県指定、市指定、市の登録、国の登録、全て合わせた文化財につきましては、市内180件の文化財の件数がございますけれども、これが重複した部分を除くということになりますので、4件減るということになります。

今後の手続といたしましては、そういった登録の解除ということになりますので、そちらについては、審議会の方は要しませんけれども、告示の必要があると考えておりますので、そういった事務手続が必要になるかと考えております。

岩田委員 広告物等の表示等の禁止地域等及び禁止物件に係るって、これは具体的に何かこういうところにこんな看板を出しては駄目よとかいうのか、その辺も具体的に教えてもらっていいですか。

仙波文化財保護課長 まず、屋外広告物条例上、禁止区域の対象となっている場所ですけれども、史跡の場所ですとか、あと天然記念物である樹木、こちらの場所と、あと建造物につきましては、その建造物を含めた周辺50メートル以内、こちらが禁止区域の

対象となっております。

具体的な事例で申し上げますと、例えば史跡ということであれば、勝坂遺跡、こちらですとか、向原遺跡など、市内に4か所ほどございますので、そちらが対象となっております。

あと、天然記念物である樹木ということであれば、城山にありますウラジロガシという樹木がございまして、こちらが対象となります。ウラジロガシにつきましては、市の指定の天然記念物となっております。

また、建造物につきましては、例えば小原にあります小原宿本陣ですとか、あと無量 光寺の山門、そういったところが建造物として挙げられておりますので、その周辺50 メートル以内は禁止の対象区域となっております。

岩田委員 それが、禁止区域となっておりますというのは、今まではなっていなかったけど、今回なりますということなのか、前からなっていて、この改正があって何か変わるのかをもうちょっと教えてもらっていいですか。

仙波文化財保護課長 屋外広告物条例の改正につきましては、これまでも市の登録文化 財ということで、今申し上げたところは全て禁止地域となっております。今回屋外広告 物条例に加えるのは、これまで市の登録の文化財であったものが、市の独自の文化財で はなく、法に位置付けられた文化財であるといった趣旨の内容を条例に盛り込みますの で、実態としては変わらないというような状況になってございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

これより、採決を行います。

議案第4号、「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例及び相模原市屋外広告物 条例の一部を改正する条例について」、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

ここで、休憩いたします。なお、再開後の審議に関係する職員以外は、退室してください。再開時間は、午前11時ちょうどとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩・10:50~10:59)

令和3年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 5、議案第 5 号「令和 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」 を議題といたします。事務局より説明をいたします。

杉野教育局長 議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市 長から意見を求められたため、提案するものでございます。

議案第5号別紙、令和3年度相模原市一般会計補正予算第12号教育委員会所掌分の6ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

「款50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額474億3,718万円から 13億6,883万円を減額し、合計460億6,835万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に関わる予算の補正の内容についてご説明申し上げます。

なお、事業の確定及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業の中止、縮小による 減額につきましては、説明を一部割愛させていただきたいと存じます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」及び「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、それぞれの説明欄の2、小学校教材等整備事業及び中学校教材等整備事業につきまして、各小中学校等における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる保健衛生等に係る備品を学校再配当予算で購入するに当たり、増額するものでございます。

「項10 小学校費」、「目10 学校保健費」及び10ページの「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、それぞれの説明欄の2、学校環境衛生費につきましては、令和4年度に各小学校等における新型コロナウイルス感染症対策に必要となる保健衛生物品の購入等を行うものですが、同時に執行残額の整理を行うため、その差額について減額するものでございます。

8ページの「項10 小学校費」、「目15 教育振興費」の説明欄の2及び10ページの「項15 中学校費」、「目15 教育振興費」の説明欄の1の要保護及び準要保護児童又は生徒就学援助費につきましては、修学旅行の縮小による1人当たりの援助額の減少等により、不用額を減額するものでございます。

次に、関連する主な歳入につきましてご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目5 総務費国庫補助金」でございますが、補正予算に計上した感染症対策経費につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものでございます。

「項10 国庫補助金」、「目45 教育費国庫補助金」、「節20 小学校保健費補助金」及び「節37 中学校保健費補助金」でございますが、小中学校等のトイレ清掃業務委託に係る経費等につきまして、学校保健特別対策事業費補助金を見込むものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項10 小学校費」及び「項15 中学校費」につきましては、令和4年度への繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいた します。

小泉教育長職務代理者 先ほどの修学旅行の中止というような関係でお話をいただきましたけども、例えばキャンセルしたことによって発生するそういう費用弁償みたいなものもここには入っているのでしょうか。

佐藤学務課長 修学旅行でございますけれども、このようなコロナ禍において小学校、中学校、それぞれ当初予定していた時期からずれたりだとか、それから実際に中止になった学校も一部ではあると承知しておりますけれども、そのほか中止にならないまでも、代替の行事を今後やっていくというような予定にしているところもまだ、あると承知をしているところでございます。

一度予定していた時期がずれると、当然キャンセル料が場合によっては発生するのですが、そういった方たちへの対応としては、就学奨励金の受給者のご家庭については、奨励金の対象としてキャンセル料もお支払いしているという状況でございます。

ですから、今回マイナスをさせていただいたものについては、純粋に修学旅行が中止になった、あるいは代替措置によって金額が減額になるということに対して減額をさせていただいているのが主な要因になります。

鈴木教育長 ほかに。よろしいですか。

それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第5号、「令和3年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

# 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

鈴木教育長 次に日程6、議案第6号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

議案第6号別紙、令和4年度相模原市一般会計予算教育委員会所掌分の10ページをお 開きいただきたいと存じます。

はじめに、「款50 教育費」全体の予算額は、446億9,704万円で、前年度予算額との比較では、1億2,364万円、0.3%の増加でございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の主なものにつきまして、ご説明させていただきます。なお、令和4年度予算における主な施策につきましては、お手元の議案第6号関係資料令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算 主な施策に記載しておりますので、併せてご参照ください。

別紙令和4年度相模原市一般会計予算教育委員会書所掌分の12ページにお戻りいただきまして、「目10事務局費」でございますが、説明欄15、学校給食費管理事業につきましては、教職員や保護者の負担軽減等を目的として、令和5年度から学校給食費を公会計化し、市が徴収・管理するに当たり、管理システムの構築等を行うものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、説明欄4、創意ある教育活動事業、(2)中学校夜間学級事業につきましては、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった方の教育を受ける機会を保障するため、中学校夜間学級における教育の充実を図るものでございます。(4)コミュニティ・スクール推進事業につきましては、「地域とともにある学校」の実現に向け、各区計3中学校区に設置しているコミュニティ・スクールモデル校におけ

る、各校の取組の充実を図るものでございます。(5)学力保障推進事業につきましては、 児童の学習を支援する学習支援員の配置や、生徒への放課後補習を実施するほか、読みの 力の定着を図るため、タブレットPCを活用し、アセスメントを基にした指導支援ツール を全小学校及び義務教育学校前期課程に導入するものでございます。

説明欄7、特別支援教育事業につきましては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導及び必要な支援を行うため、支援教育支援員、非常勤介助員及び日常的な医療的ケアを行う非常勤看護師を配置するものでございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。

説明欄8、ふれあい教育事業、(2)さがみ風っ子文化祭事業につきましては、「さがみ風っ子文化祭」を開催し、発表、作品の相互鑑賞及び市民との触れ合いを図るとともに、豊かな人間性や社会性を育成するものでございます。(3)SDGsスタディツアー事業につきましては。小学校3年生を対象に市内のSDGsに関連する施設見学ツアーを実施するものでございます。

説明欄12、GIGAスクール推進事業につきましては、GIGAスクール構想により整備したタブレットPC等のICT環境の更なる活用を推進するため、家庭や校外での学習のための通信環境を整備するとともに、小中学校及び義務教育学校にICT支援員を派遣し、教員のICT指導力向上や児童生徒の円滑なICT活用を支援するものでございます。

下段の「目25 青少年相談センター費」でございますが、説明欄1、青少年・教育相談事業、(1)青少年・教育相談事業につきましては、小中学校及び義務教育学校において出張相談等を実施するため、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ等の問題行動等の解決のため、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置するものでございます。

下段の「目30 野外体験教室費」でございますが、17ページ上段をご覧いただきた いと存じます。

説明欄4、野外体験教室環境整備事業、(1)相模川ビレッジ若あゆでございますが「市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、ふれあいホールにおける空調改修工事を実施するものでございます。

杉野教育局長 18ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「項10 小学校費」の「目15 教育振興費」及び20ページの「項15 中

学校費」の「目15 教育振興費」のそれぞれの説明欄1、校外活動費につきましては、 児童生徒の郷土意識の醸成や体力の向上を図るとともに、豊かな情操、感性を養うことを 目的に実施するものでございます。それぞれの説明欄2、要保護及び準要保護児童生徒就 学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学 経費を援助するものでございます。

18ページ中段の「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の小学校校舎改造事業につきましては、「市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎の長寿命化改修等、「市学校施設長寿命化計画」に基づく市立谷口小学校の校舎改修・増築等に伴い、プール施設の解体等を実施するものでございます。

20ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「目10 学校保健費」でございますが、説明欄6の中学校完全給食推進事業の(4)中学校給食全員喫食推進事業につきましては、中学校給食の全員喫食の実現に向け、実施方針の策定に必要な調査を実施するとともに、仮称、学校給食あり方検討委員会を設置するものでございます。

続きまして、22ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、説明欄4の家庭教育啓発費、(1)家庭教育啓発費につきましては、家庭及び地域の教育力向上のため、保護者や子どもに関わる地域の大人に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うものでございます。(2)発達サポート講座事業につきましては、子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深めるため、学習の機会を提供するものでございます。

説明欄5、地域学校協働活動推進事業につきましては、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指すため、2地区においてモデル事業を実施するものでございます。

説明欄9、生涯学習センター費、(1)市民大学等実施経費につきましては、健康福祉局で行っています「あじさい大学」との統合に伴い、「あじさい大学コース」を開設し、座間市及び高等教育機関と連携して、市民大学を開校するものでございます。

24ページをご覧いただきたいと存じます。

「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄2の文化財保護管理費につきまして、 国指定史跡川尻石器時代遺跡用地を買い上げるものでございます。説明欄4文化財普及事 業、(2)文化財保存活用事業につきましては、文化財建造物を活かしてイベント等を実施するユニークベニュー活用事業をはじめ、多様な活用による親しむ機会の充実を図り、地域全体で保存・活用する取組を推進するものでございます。

中段の「目 2 5 公民館費」でございますが、説明欄 3、公民館活動費につきましては、公民館で各種学級講座等を開催するものでございます。説明 6 の公民館整備事業、(1)星が丘公民館長寿命化改修事業につきましては、市一般公共建築物長寿命化計画に基づき、星が丘公民館長寿命化改修事業に係る実施設計等を行うものでございます。

下段の「目30 図書館費」でございますが、27ページをご覧いただきたいと存じます。

説明欄3、読書活動推進事業につきましては、電子書籍を試行導入するとともに児童書等を充実させ、子どもが本に触れ合う機会を増やし、子どもの読書活動推進を図るものでございます。

下段の「目45 博物館費」でございますが、説明欄2の施設運営費、(4)プラネタリウム事業経費につきましては、JAXA宇宙科学研究所等と連携した事業やプラネタリウム等を活用した質の高い宇宙教育を提供するものでございます。

次に、関連する歳入につきましては、3ページの「款50 使用料及び手数料」、「項5 使用料」、「目45 教育使用料」から8ページの「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」までを見込むものでございまして、主に説明欄等にございます歳出の事業に充当し、活用してまいります。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 令和4年度の教育費が対前年度比0.3%増と承知しましたが、主な要因であるとか、また予算全体の特徴について教えてください。

兼杉教育総務室長 令和4年度の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による財源不足が見込まれる中、相模原市行財政構造改革プランを踏まえ、全庁的に令和3年度予算をベースとした編成が求められましたが、令和4年度は、さがみ風っ子文化祭や市内巡り等の見直しによる校外活動事業費の確保や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員、また、図書館における電子書籍の導入等により、令和3年度

以上の予算を確保することができました。

令和4年度の予算の特徴でございますが、学校教育分野について申しますと、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった方を対象といたしました中学校夜間学級を新たに設置いたします。

このほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員し、教育相談機能の充実を図り、温かさのある教育を推進してまいりたいと考えております。

また、中学校給食につきましては、全員喫食の実現に向けて必要な調査を行うとともに、市民や有識者等により構成する外部組織を設置し、具体的な検討を加速させたいと考えております。

生涯学習分野につきましては、市民の利便性向上等のため、新しい生活様式に対応した中で、オンラインによる講座等を引き続き進めるとともに、公民館の改修等を実施してまいります。

また、新たに地域学校協働活動推進事業を実施いたしまして、コミュニティ・スクールと一体的に推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや 成長を支える取組を進めてまいりたいと考えております。

以上のように、コロナ禍における厳しい財政状況の中におきましても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、誰一人取り残さない教育施策を展開する予算編成となっております。 鈴木教育長 先ほど岩田委員から休憩時に話があったのですが、スクールソーシャルワーカーが、令和4年度は何人が何人になっているのか。令和3年度が何人で令和4年度がどういうふうに拡充したのか。教えていただきたいです。

水野青少年相談センター所長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在7名配置させていただいているところを5名増員で12名となっております。

また、スクールカウンセラーにつきましては、現在69名の配置をさせていただいているところですが79名に増員ということになっております。

岩田委員 ちょうどSSWの話が出たので。

私が知っている限りでもかなりの市がSSWを増員する予定となっていて、そうなったときに結構、やっぱりいいSSWは取り合いになっていて、仮に受かっていても、より条件のいい他のところに行ってしまうという。いい人を選ぶというのはかなりいろいろな市でも苦労しているのですが、相模原市ではそのところをどういうふうに工夫というか、考えているのかというところが1つと、今いらっしゃるSSWの人のさらにスキルアップと

いうか向上していくための工夫なりをどんなふうにされているのか教えてください。 水野青少年相談センター所長 SSWの人材の確保につきましては、現在、日本社会福祉 会と神奈川県精神保健福祉協会に募集を掲載してございます。

今後は状況に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士の通信課程の養成コースがある専門 学校、あるいはスクールソーシャルワーカー養成課程のある大学、専門学校への説明や募 集案内の配布も検討しているところでございます。

人材の質の向上についてですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、指導主事、あるいは社会福祉主事からの指導、助言、相談を日常的に行うとともに、有識者によるスーパービジョンを年4回設ける等、取組を行ってまいりたいと考えております。

岩田委員 私も今は相模原市のSSWと直接の関りはないのですけど、どこがとは言えないけど、相模原市に近いところで、給与面とか、いろいろなところで結構いいほうなのか。 どの辺りと認識されているか。ちょっと周りの情報を押さえているのかは。

鈴木教育長 それは報酬面ということでよろしいですか。

岩田委員 はい。

水野青少年相談センター所長 今、正確な数字を申し上げることはできませんが、やはり 町田市であったり八王子市であったり、東京都と比較しますと、条件としては向こうの方 がいいというような現状がございます。

ですから、優秀な人材が流出してしまうというような懸念もございますので、今後はやはり質の向上、そして何より、学校に配置されて、そのまま学校でお願いしますということではなく、しっかりとフォローアップをして、事務局とともに様々なケースに対応していくといった、そういった安心感の持てるフォロー体制というものが大切になってくるものと認識しております。

岩田委員 人数が増えることは私としても嬉しいし、いいなと思う反面、これから先、来年ではなくて、さらに先のときには人数を増やすのがいいのか、それとも少し手当のところを、ほかと比べて、見劣りがないようにするのがいいのか。神奈川県でもどことは言わないですけど、別の市のところで、2次募集、3次募集をかけないと、せっかく席を用意したけど、集まらないというところがあるので、そういうふうにならないように周りを見ながら質のいいSSWをそろえてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 先ほどは体力の話も伺ったのですけれども、本市の課題の1つで

ある学力について、先ほど部長の方から放課後の時間を利用するだとか、タブレットツール、いろいろ挙げられていましたけれども、学力向上または学力保障において見えてきた成果であるとか課題、また令和4年度の取組をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

松本学校教育課長 まず学力保障の取組につきまして、学習支援員の配置を行ってまいりましたが、今年度は24校に配置しておりますが、一人ひとりの学習に寄り添うことで、 学習に向けた意欲の向上が見られてきているということがございます。

また、学習支援員の配置校において、全国学力学習状況調査の平均正答率が、全国平均よりまだ低い状況ではあるのですが、全国平均と差が縮まってきているという状況がございます。

また、中学校の補習につきましては、令和3年度は29校で行ってきたところでございますが、参加している生徒の方からアンケートといたしまして、分からないことが分かるようになったとか、家庭学習に意欲的に取り組むようになったといったような、学習に対して前向きな感想を寄せられているところでございます。

また、今後につきましては、子どもたちの授業内容の理解度や学習習慣定着状況等も鑑みながら、学びのつまずきを把握しまして、より個に寄り添った支援の方を図っていきたいと考えているところでございます。

小泉教育長職務代理者 そういう中でも学習支援員、私も学校視察へ現場に行った中で、 学習支援員の重要さというところがあって、やはり先ほどのSSWではないですけれども 教育は人だというところを非常に感じているわけなのですけど、この予算組みをするに当 たって、その辺の塩梅といいますか、増員も含めた中でどういう動きをとったのでしょう か。教えてください。

松本学校教育課長 先ほどの学習支援のところも踏まえまして、子どもたちの学びのつまずきを把握して、より個に寄り添った学習支援を行うというところを方向性として申し上げたところでございますが、今後の方向性、より詳細なところを申し上げますと、これまでの学力保障推進事業の効果検証を踏まえまして、来年度から小学校低学年において、多層指導モデルMIMを導入していきたいと考えているところでございます。これは言葉の語学力を中心としながら、子どもの学びのつまずきをアセスメントで拾うというものでございますが、このアセスメントによりまして、児童の学びのつまずきを把握しまして、学習支援員による個別支援につなげたいと考えているところでございます。

また、この方向性の元で、学校規模や全国学力学習状況調査及び本市で行っています学びの調査の結果を踏まえながら学習支援員の配置人数等については検討してきたところでございます。

小泉教育長職務代理者 学力等々はなかなかすぐに成果が現れるというのものではないと 思いますので、ぜひ継続的にまた現場と一体となった形で推し進めていただけたらと考え ています。

キャリア教育についてなのですが、小中一貫も含めて非常に理にかなったといいますか、 そのとおりだと思うような活動を行ってきているわけなのですけれども、実際、具体的に 現場等からはどのような声が上がって、教育委員会としてその成果と課題はどう整理して いるのかというようなところをお聞きできたらと思います。

松本学校教育課長 まず令和3年度の取組でございますけれども、全中学校区に担当の指導主事を配置しまして、個別に助言指導や研修を図ってきたというところでございます。 特に今年度はキャリア教育の視点に基づく授業づくりや、キャリアパスポートの活用の方向について、重点的に取り組んできたところでございます。こうした研修等を行う中で、学校の先生方からは自己肯定感を向上させていくことが、子どもの生き方をよりよくしていく力につながって、さらに教育活動の充実につながっていくということを考えていくことができたと。

また、キャリア教育のことについて中学校区で協議をするというところで、それぞれの 取組や現状について意見交換をして、教員同士で認識を1つにまとめることができたと。

また、小学校や中学校の児童生徒の姿からも共通の課題について、意見交換をして認識 を深めることができたと。こういった声が寄せられているところでございます。

今後とも、こうした先生方のキャリア教育についての共通理解というところを踏まえながら、今度はキャリア教育の視点に基づく授業改善について特に重点的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

小泉教育長職務代理者 子どもは6年生から中学校へ、またさらに上に上がっていくわけなのですけど、その辺の連携、特に中学校の中での連携というのは、非常に大事だと思いますので、ぜひ事務局のほうからもサポートを継続してお願いできたらと考えています。 白石委員 コミュニティ・スクールの推進事業の関連でお伺いしたいと思います。

コミュニティ・スクールについては青和学園など、また中央地区でも、一部の学校でモ デル実施していると伺っておりますけれども、どのような成果や課題があったのか。また、 このコミュニティ・スクールについては、校長会を含め、校長先生方はどのような感触というか、反応をお持ちなのかについてお伺いしたいと思います。

松本学校教育課長 コミュニティ・スクールについてでございますが、まず成果としましては、地域とともに目指す子ども像を中学校区で共有ができたということ。そして、学校が関わる課題につきまして組織的、継続的に地域住民の方々と具体的な対応策を話し合って講じることができたということが挙げられます。

また、令和3年度の全国学力学習状況調査の結果を見ますと、コミュニティ・スクール を導入した学校につきましては、児童生徒の自己肯定感、これが高いという状況がござい ましたので、これも成果の1つと考えているところでございます。

また、課題といたしましては、中学校区単位でということでございますと組織体が大きく、個々の学校の課題について焦点化がしづらいというところがございます。

また、準連携の学校、小学校で複数の中学校の方に進学をするというところの学校につきましては、関わり方としてはちょっと難しいという面があるという意見が出されているところでございます。

また、校長先生の反応といたしましては、令和3年度に各学校を対象にコミュニティ・スクールに関するアンケートを行ったところでございまして、コミュニティ・スクールについては、各学校の実情に応じた前向きな受け止め方をしていただいていると承知しているところでございます。

白石委員 校長先生方は多分、すごくある意味負担に感じてしまう部分もあるのかなと思いますし、コミュニティ・スクールの部分、この後、またお話をさせていただこうと思いますけど、地域学校協働活動との切っても切れない関係があると思います。そのようなことを踏まえた中で、今後の取組の方向性について、どのようにお考えなのか、教えていただけますでしょうか。

松本学校教育課長 コミュニティ・スクールにつきましては、現在、国の方でも方向性について協議をしているところでございまして、近々、国の方向性が示されると承知しておりますが、この国の動向を踏まえた上で小中一貫教育の仕組みを生かしたコミュニティ・スクールにつきまして、現行の学校評議員制度からの緩やかな移行を目指していきたいと考えているところでございます。

また、移行に当たりましては、地域の力を取り入れられる、持続可能な仕組みが目指せるように地域と連携しながらコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

を目指していきたいと考えているところでございます。

白石委員 今、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を目指して いきたいというお話がございました。

もう少し、詳細にというか具体的な部分を教えていただきたいと思います。

太田生涯学習課長 ただいま、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を目指すというお話がある中で、この地域学校協働活動の部分をちょっと詳細にご説明させていただきます。

この活動は学校、家庭、地域が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びとか成長を支えるというところでございます。地域とともにある学校づくりと学校を中心とした地域づくりの一体的推進を目指して、社会全体の教育力の向上に向けた取組を一層図るというものです。

具体的に申しますと、コミュニティ・スクール設置校のうち、青和学園及び中央中学校区の富士見小学校、中央小学校、中央中学校、合計4校を対象として令和4年度から6年度までの3年間でモデル実施を行うというものでございます。このモデル事業においては、地域学校協働活動推進員を各中学校区に1名委嘱するということで今、考えております。

推進員は学校と地域のパイプ役というか、コーディネーター役として学校と地域の実情に合わせた地域資源のコーディネート、こういったことを行う有償のボランティアということで考えております。

また、持続的で円滑な事業、これを進めていくに当たっては、地域における学校のいわゆる応援団という形で、この推進員が中心となった地域学校協働本部、こういったものの立ち上げというものも想定しております。

中央中学校区においては、公民館の役割について非常に期待されるというところでございますので、その点についてもしっかりと検証をしてまいりたい。そのように考えております。

白石委員 最後に、要望になってしまうかと思いますけれども、私も関わっていましたのでよく分かるのですが、いわゆる学校区と例えば公民館区、また中学校区と小学校区、校区によってのいろいろな課題というのでしょうか、要は地域の中心にあるところはいいのですけど、中心から外れたところにある学校は幾つもの地域ともかぶってしまって、どこと連携を取ればいいのかとか、すごく混乱してしまう。どっちを向いていいのか分からない。その辺りを整理していくことも必要なのかなと思うのです。

校長先生もやりたいのだけど、どことどういうふうに向き合っていけばいいのか分から ないという部分もあるのかなと思います。

多分、この問題はほかの地域でも抱えている問題なのではないかなと思うのですね。例えば、厚木市とか八王子市とか地域学校協働活動とコミュニティ・スクールがかなり進んでいると聞いていますし、そういうところの情報、事例を参考にすることも必要なのかなとも思います。

そして、またモデル地区で3年間やるというお話ですけれども、ぜひ、この結果を待つまでもなく、3年たってまた次のところとなると、何年たったら推進、前に向いていくのか非常に時間がかかってしまいますので、同時並行でどのような形でやっていければ。

多分、これは1つのパターンがあれば良いというものではなく、地域によって変わってくるのだろうと思うのですね。1つのモデルができたから他も真似すれば大丈夫だというふうでもないと思いますし、実際にはもう、地域学校協働活動的な活動をされる地域もありますし、相模原市の強みでもある、公民館という機能をうまく活用することも必要かもしれませんし、その辺も含めて、学校教育と生涯学習、または公民館、みんなで話し合っていかないと何か、お互いの都合だけでの議論になってしまうと前に進みづらいと思いますので、ぜひ、そこの垣根を越えて、どうやったら前に進んでいくのだろうかということをやってほしいなと。

また、そういう中で同じ絵をイメージして、推進していくことが大変大事だと思います し、学校に対しては、こういうことができるようになるよ、こういうことが今までより楽 になるよというような例を示してあげることも必要なのかなと思います。

また、そういう中で先ほどから出ていますスクールカウンセラーとか、SSWまたPT A の方との連携なども必要だと思いますし、活動推進員が配置されるということですけれ ども、まさしくこれは社会教育士にうってつけのような業務なのかなとも思っております ので、何かせっかくこれをつくる中で、相模原市らしい非常に機能的なものを実現していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

岩田委員 様々な学びというところでいうと、中学校の夜間学級事業、そこに関心があるのですが、令和4年度の入学者の状況であるとか、具体的な取組がどうであるかといところを教えてください。

松本学校教育課長 まず、令和4年度の入学者の状況についてでございます。

今年度につきましては、入学希望者説明会を5回行いまして、30名の方に参加いただ

いた状況でございますが、このうち18名の方が入学を希望されまして、12月20日の 時点で入学者を決定したところでございます。

また、今後の取組でございますけれども、中学校夜間学級では、生徒の一人ひとりの夢や目標や課題を支援していくために生徒の状況に合った教材や教具等の環境整備を進めていきまして、教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、日本語教育が必要な生徒、これは入学を希望されました18名のうち、外国につながりのある方が12名おる状況ということもございますことから、日本語指導講師を配置しまして、対応してまいりたいと考えているところでございます。

令和4年度につきましては、4月下旬に開校記念式典及び入学式を行いまして、次年度の生徒募集につきましては、7月頃を目途に行っていきたいと考えております。

また、中学校の夜間学級の運営につきましては、広域的な仕組みを持って行っているところでございます。今後も神奈川県や関係市町村の連携につきまして、県が設置しています協議会において、協議をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

岩田委員 今、伺ったように人数としては20名弱ということで、規模としては小さいかもしれないのですけれども、やはり入学される生徒たちの期待も大きいと思いますので、そうした期待に応えて、一人ひとりの個々の学びを進められるように取組を進めていただきたいと思います。

それから、最初に、表を説明していただいたときに、すぐに質問すればよかったのかも しれないのですが、数字のところで質問を入れてもいいですか。

鈴木教育長 どうぞ。

岩田委員 要保護児童のところなのですけれども、19ページのところで、要保護及び準要保護の子どもたちが3億7,800万円ぐらい、21ページの中学校のところも同じく、要保護、準要保護の子どもたちが2億6,600万円ぐらいとなっています。

単純に数えると1億円ちょっと小学校の方が多いのですけれども、子どもの数としては 小学校では6学年あって、中学校は3学年だけれども、中学校と小学校の差額が1億円少 しぐらいしかないというのは、どういうことなのか。中学校でこの就学援助を受ける人の 数が割合として多くなるのか、それとも金額が中学校の方が高いので、このぐらいの差に なるのか。その辺りのところを教えていただけますかね。

鈴木教育長 修学旅行とか、いろいろな細かい内容はあるのだけれども、主だってどういうことなのか。

岩田委員 単純に倍に、6学年と3学年なので、もっと差が出るのかなと思ったのです。 小学校の方が高いのかなと思ったけど、それほど差がないのはどうしてかというのを教え てください。

佐藤学務課長 小学校費と中学校費との差ということですけれども、今おっしゃったとおり、児童生徒数で比較すると小学生、児童数の方が当然、多いということですけれども、 支給者率というものが中学校の方が若干高いというような状況もございます。

あと個別の項目を見てみても、修学旅行の援助費が平均でいうと小学校が3万円に対して、中学校が6万円ですとか、そういった援助項目に対しての額がちょっと違ったり、それから眼鏡の援助ですとか、そういったものも中学生の方が多くなっているというようなことがございますので、児童数の方が多いのですけれども、金額にすると人数比ほど開かないという状況があるということでございます。

岩田委員 費用的なところで中学校の方がかかるというところだとよく分かるし、そうだなと思うけど、中学校の方が就学援助の率が、その就学援助を受ける人の割合が生徒全体のところで高いとなったとしたら、小学校のときは大丈夫なのだけど、中学校になると親としては払えなくなるのか。その辺は少し考えてみたいと思うのですけど、何か事務局として小学校の就学援助を使う人の率より、中学校の割合が高くなる理由というのはこうですよというのは、今のところありますか。

佐藤学務課長 特段、しっかりと分析をしたわけではございませんが一般的に中学校の方が私学に通うお子さんが多いということが一つはあるのかなと思っています。

ですから、経済的に困難な方たちですと、なかなか私学に行きづらい状況にあるという中で、一方、それほど困難な状況にない方は比較的、私学に行かれる方も多いというところで、その辺が差となって、受給率の違いとして出てくるのかなというようなところは、我々としては感じているところではあります。

岩田委員 私学に行っている人にも就学援助を出すのですか。

佐藤学務課長 私学に行っている方には出さないですけれども、相模原市立の中学校に行っている方たちに対しては出すのですね。全体のパイの中から私学に行かれる方が除かれるということです。

岩田委員 中学校になると母数がそうなりやすいということですね。

佐藤学務課長 一般的にはそうだと。

宇田川委員 特別支援教育推進事業に関してなのですけれども、平成31年度から医療的

ケアを実施していますけれども、現在の実施状況について教えていただきたいということと、それに伴ってというか、見えてきたところに対応するための今後の課題ということについてもお伺いしたいと思います。

松本学校教育課長 医療的ケアの令和3年度の状況ですけれども、9名の児童に対しまして、非常勤看護師また訪問看護ステーションの看護師を学校に配置しまして、医療的ケアを実施しているところでございます。内容としましては、痰の吸引や導尿、酸素ボンベの交換等がございます。

今年度中に1名の児童の医療的ケアが終了になるというところでございます。

今後につきましては、令和4年度に医療的ケアを必要とする児童について把握している ところでございますが、現時点では3名の入学が予定されているところでございます。

課題としましては、中長期的に、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加すると考えているところでございますが、看護師の確保、これが課題であると考えているところでございます。

宇田川委員 そういった意味で、こちらで求めているものが結局、確保が難しいというようなところでは、そういう課題もあるということで理解させていただきました。

医療的ケア児はもちろんなのですけれども、このように支援が必要な児童生徒というものも、増加傾向にこれからあるのかなと理解しております。

ですので、ぜひ安全で円滑な教育活動を保証するということ、またそういった教育を受ける機会の公平性というものも保障していくというようなことも非常に大事なことになるのかなと思いますので、ぜひ児童生徒と、あと保護者の方々のニーズであるとか、声というものに引き続き、親身に耳を傾けつつ、その看護師や介助員等の人員というものを少し難しさはある中でも、ぜひ適切に配置していただきたいとお願いしたいと思います。

あと、先ほどスクールカウンセラーとソーシャルワーカーの話題が出ましたけれども、 その中でやはり人材、こちらも人材の確保をしていくというような課題がある中で、引き 続き、そこに対しても対応をというようなところで、ぜひお願いしたいと思いますが、先 ほどの話の中でも令和4年度にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが増 員するということで、それはすごく私もいいことだと思って、評価したいと思っています。

一方で、増員にプラスアルファのところで何かしら工夫というものがあるのであれば教 えていただければと思います。

鈴木教育長 プラスアルファというのは何か。

宇田川委員 これが単なる増員なのか。ただ単に数を増やすということではなくて、先ほどの人材を確保していくということにもつながると思うのですけれども、数を増やすということにプラスして質というか。

鈴木教育長 質の方ですね。

水野青少年相談センター所長 スクールカウンセラーの活用についてでございますが、まず配置の考え方としましては、大規模校などにニーズを踏まえながら配置をするということが基本ではございますが、やはり委員がおっしゃるとおり、どう質を担保していくのかということがとても大事なことになってまいりますので、カウンセラーにおきましては各カウンセラーに助言する指導的な立場のカウンセラーを各区に配置するなど、質の向上に努めてまいりたいと。そういった配置の仕方をしていきたいと考えているところでございます。

宇田川委員 増員の効果というものはすごく大きいと思いますので、また増員に対して、 それが実態に即した形で適切な支援というものができるように引き続き、適切な支援とい うものをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

白石委員 スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの増員と配置をするということで今もお話があったように、非常にいいことだと思うのですが、私もちょっとこれに併せてぜひお願いしたいといいますか、私もちょっとお世話になったクチなので、それも踏まえてなのですが、ぜひ質と同時に姿勢というのでしょうかね。相談が来るのを待っているだけではなくて、ぜひ、自ら問題を見つけて解決策を探るような、積極的な、能動的な関わりをぜひ、していただきたいと思っています。

この問題は数が増えて、それで大丈夫でしょという問題でもないと思うので。ぜひ、そういう問題に関わる姿勢的な部分が非常に大切なのかなと思いますので、そういう心持ち、心構えといいますか、ぜひ、そういう姿勢を持っていただければと思います。

水野青少年相談センター所長 ご意見ありがとうございました。

私どもといたしましては、やはり委員がおっしゃったようなことをしっかりと肝に銘じながらお子さんの支援につながるようなことをしてまいりたいと考えております。

まず、そのために1つは、何をどうしていくのかという課題をしっかりと共通理解をしていきたいなと思っています。

まず大きな課題となっているのは、低学年の不登校者数の状況が今、非常によくない状況にございます。それが1点。そして新規の中1の不登校者数が非常に増加しているとい

う問題もございます。

ただ、90日以上の欠席のお子さんの改善率というのは他市に比べて本市はいい数字が 出ておりますので、そういったいい部分についてもしっかりと捉えながら進めてまいりた いと考えております。

どうもありがとうございました。

小泉教育長職務代理者 15ページの教育指導費のGIGAスクール推進事業について、 ちょっとお伺いします。

タブレットPCが1人1台整備されて、活用がまさに急速に進んでいると私も実感しているところなのですけれども、当然のことながら学校現場では試行錯誤しつつ、なおかつ授業プラスアルファですけれども可能性は大いにあるなと感じているところですが、現時点での課題であるとか、またその対応、また今後の取組について、ちょっと教えていただけたらと思います。

宮原教育センター所長 GIGAスクールの進捗状況とその課題等についてございますけれども、現在、各学校におきましてはGIGAスクールハンドブックというものを用いて、個に応じた学びの充実ですとか、主体的、対話的な授業づくりを進めているところでございます。

また、広がりを求めるために、さがみはらGIGA通信を発行して、広く周知を図っているところではございますが、課題といたしましては、タブレットPCを効果的に活用するための教員の知識ですとか、技能の個人差が課題だと。

事務局としては全ての教員が、こちらで作成したステップ表を基に、段階的に取り組んでいくことが重要であると考えております。今後も研修や学校訪問等で継続していきたいと考えております。

また、そういった教員へのサポートとして、ICT支援員の全校派遣を行っております。 令和4年度も継続するとともに今後、派遣回数が増加できるように努めてまいりたいと考 えております。

それから課題の2点目でございますけれども、タブレットPCの故障、それから破損等に当たって、児童生徒数の余剰分で今、対応しているところでございますけれども、令和4年度につきましては、メーカーの保証期間も終了しますことから、児童生徒数の減少分に加えて予備機の購入により、タブレットPCの確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、もう1点。オンラインを活用した学習に必要な設備の1つであります大型提示装置が老朽化していることもありますので、今後、更新について引き続き、検討していきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 ぜひ、先生への支援ということでよろしくお願いしたいと思います。

あわせて、これは市で行うものではないかと思うのですが、やはりコンテンツと言いますか、中身の充実もすごく大事かと思います。これは予算を取ってという形になろうかと思います。

さらには更新を。今、故障の話は聞きましたけれども、当然、何年か先には更新をしなくてはいけないという、そういったところを視野に入れつつ、なおかつ可能性を最大に生かせるようなGIGAスクール推進事業をこちらとしては期待しております。よろしくお願いします。

平岩委員 今、新しいコンテンツということも出てきたのですけれども、今後、こういったタブレットPCを使うというのは読書という意味でもかなり関係はしてくると思うのですけれども、学校の朝読書とか、そういうことに使っていくということは以前伺ったと思うのですが、少し気になるのが全体として、学校の図書予算なのですが、この辺に関しては以前との比較が分からないのですが、どのようになっているかを教えていただければと思います。少しGIGAのところから外れていきますけれども、図書についてお伺いしたいと思います。

佐藤学務課長 学校図書予算につきましては、令和3年度と比較をいたしまして、令和4年度予算につきましては、約30%の減額というような形になっております。

しかしながら図書館において、児童生徒が学習で使用する、今言ったタブレット、こう いったものでも利用が可能な電子書籍、こういったものも図書館の方で試行しながら導入 する予定ということもございますので、図書館と連携しながら学校での電子書籍を活用し た図書の利用促進を図っていくということが可能であるということで考えているところで ございます。

平岩委員 やはり学校の図書予算というのが減っていくというのが非常に私は残念だと思います。常々、たびたび言うのですが、読書というか、それに関してというのは大変いろいるな学習をしていく上でやはり基礎になるところだと思いますので、できればこういったところも幾らタブレットと並行してということではありますが、減らないでほしいとい

うのが正直なところです。

それから、先ほどの千木良公民館のこともありましたが、そこの図書コーナーの利用の数を聞きまして、やはりがっかりというのがありまして、これは利用者が少ないから例えばスペースを減らしていくというのでなくて、やはりそれを図書館、それから学校の図書室もそうですが、利用していただくための工夫というのをぜひ力を抜かないでお願いしたいと思います。

杉野教育局長 今、委員がおっしゃったとおり、学校図書は充実していきたいというのが 私ども、行政の考えでもあります。

ただ、今回は図書館の方にちょっと比重をかけて、応援するという形で図書館側から学 校に関する図書を応援していただくと。

今は電子書籍の話もございましたが、子どもの読書、いわゆる児童書については、今回 の予算ではかなり図書館の方は増やしていますので、そちらからリクエストをもらって、 図書館側から学校に発出するということをもっと充実させていただきたいと。

学校で本を1冊買うと、ずっと常置でそこに本がずっと置かれるのですけれども、新しいものだったり、図書館側から発出する形で、そこのところは充実させるということで、 来年は試行の部分もありますけれども、かなり頑張っていきたいということで図書館側の 予算はかなり増やしたという形でございますので、ご理解いただければと思います。

岩田委員 先ほどの議案のところでも出たのですけれども、学校給食の管理の方に予算も ついているので、そこのことを少し聞きたいのですが。

先ほど、この未納の場合の手続きみたいなところは、先ほど議案2の方でお話を伺った のですが、そもそも未納かどうかも含めて、その管理していくシステムについてどんなも のを、機能を予定しているのかを教えていただけますか。

鈴木学校保健課長 公会計化に伴う管理システムでございますけれども、基本的にはこれまで学校で実施していた給食費の徴収管理業務全般を、このシステム一括で行っていこうというところでございまして、主な機能といたしましては、児童生徒等の氏名住所等の基本情報、それからお1人お1人の喫食情報、例えばアレルギーで欠食された食数は何食あるのか。あるいは学級閉鎖で欠食された食数が何食あるのか。そういった情報を管理させていただく。それから納付の状況ですね。しっかり納付いただいているとか、未納の状況、そうしたものを管理していく形になります。

加えまして就学援助システム、あるいは生活保護システムと連携をさせていただきまし

て、そうした方々の情報、そちらの側から直接、給食費を納めていただくということも、 システム上で整うようにしてまいりたいと考えております。

岩田委員 先ほどの議案のときにも、未納の人の場合には、生活保護費とか児童手当の方からというところなので、システムを連携していくということは分かるのだけど、諸刃の剣というか、ちょっと危ないところがあって、この給食費を払っていない子は生活保護でとどんどんどんどんシステムがつながってく。逆にいい方に使えば、やっぱりこの子こういう状態だから、本人は助けてくださいとか、困っていますと、親は大丈夫ですって言うけど、いや、これは大丈夫じゃないよね、みたいにも使えるようなところがあり、どう使うかというところも気をつけつつ、有効に使っていただきたいと。

あと、先ほど鈴木教育長が学校の教員からすごく評判がよかったということも聞いてはいるのですが、具体的に教員とか学校現場の影響みたいなところについて教えていただければと思います。

鈴木学校保健課長 公会計化による学校への影響でございますけれども、まず給食費が口座振替に変わるということで、これまで毎月のように学校の先生と、それからPTAの方が朝、学校でお子さんからお金を徴収して、そのお金を整理して、銀行に持っていく、こういった作業がいらなくなるということでございまして、システムを使って、口座振替で教育委員会の事務局のほうでやらせていただけるということでございます。

それと併せて、食材費の支払いについても、教育委員会事務局のほうでやらせていただくということで、これまでそうしたものにかかっていた教職員、あるいは保護者のご負担が減っていくという形になろうかと思います。

一方で、全ての仕事がなくなるというわけでなくて、喫食情報ですとか、そうした学校でしか分からない情報については、我々教育委員会事務局の方に現場からお伝えいただくという手続が必要になってまいります。

システムの端末そのものは事務局にしか置きませんので、各学校で何かを入力していた だくという作業はございませんけれども、どういった形でその辺のご報告をいただくのか。 これは現場の方々のご意見を賜りながら具体的な手続を今後、定めてまいりたいと考えて おります。

岩田委員 先生方の働き方も考えないといけないときなので、すごくいいことだと思いつ つ、また一方で学校にいる学校事務の方の連絡会みたいなところで結構、やっぱり子ども の貧困であるとか、就学援助とかみたいなところを研究していて、かなり本とか報告書も 出しているという実態もあるので、その辺のところの学校の先生ではない、事務の方から 見える子どもたちの生活みたいなところの積み重ねみたいなところも大事にしていってほ しいと思います。

もう1つ、給食の管理のところではなくて、推進事業の方がありましたが、どんな調査をされる予定なのか。その調査の内容などについて教えていただきたいと思います。もしくは誰がというところで、調査するのに検討委員会の組織の構成であるとか、具体的なスケジューリングみたいなものが決まっていたらそれも併せて教えてください。

鈴木学校保健課長 ご質問は、中学校の学校給食推進事業のことでよろしかったでしょうか。

こちらの事業につきましては来年度、全員喫食の実現に向けた、実施方針案の具体化を図るために必要な調査を行ってまいりたいと考えてございまして、具体的な調査内容といたしましては、各中学校における給食室整備の実現性、それぞれの中学校に給食室が建てられるのか建てられないのか。そうした調査でございますとか、建てられないところがあるのだとすれば、あるいは給食センター方式にするのであれば、どこにどういった程度の給食センターを配置すれば各学校に配り切れるか。こういったものを併せて調査をしてまいりたいと思っておりますし、その場合にどういった、どの程度の初期投資、あるいは運営経費が必要となるのか。あるいはそれに対して、国庫補助等の特定財源が見込めるのかどうか。場合によっては、民間活力の活用などについても検討していきたいと思っております。これが来年度の調査内容ということでございます。

もう1点、設置する組織でございますけれども、そうした中学校給食の在り方について 具体的に検討いただくための組織を来年度に立ち上げたいと考えてございまして、今のと ころ教育全般ですとか、給食、食育、都市経営、様々な分野の方にご参加をいただければ と思っておりまして、学識経験者であるとか、それから保護者の代表としてのPTA、そ れから小学校、中学校の校長にもご参加いただきつつ、公募市民にも入っていただいてと 考えてございます。

期間としては差し当たって、まず2年間設置をさせていただいて、食育ですとか、実施 方法等についてご議論をいただきたいと考えております。

岩田委員 来年からこの調査をして、校長先生とかPTAとかに入っている人で、それで 計画はいつまでにそれを仕上げますとおっしゃっていましたか。

鈴木学校保健課長 差し当たって、来年度に実施方針案を策定できたらと考えてございま

すけれども、その先の具体的なスケジュールについては来年度の様々な調査の中で、また 具体化してまいりたいと考えております。

岩田委員 これまではかなりずるずるというか、長くなってしまったのでスケジューリングしてさくさくと進めていただきたいということと、あと、途中経過もできれば教えていただいて。最後出来上がりましたみたいなところでなくて、できれば途中の経過なり、審議の状況みたいなところも教えていただけるといいと思います。

よろしくお願いいたします。

鈴木学校保健課長 適宜、情報をお伝えさせていただきながら、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

平岩委員 給食もそうなのですけれども、子どもたちには家庭の経済状況に関わらず、同じような体験をさせたいし、それから実体験というのはとても大事だと、私は考えています。

そのような中で去年、令和3年度ということなのでしょうか。コロナによって今、いろいろな校外活動だとかというのが、ほとんどもうできなかったりということになったと思うのですが、令和4年度の予定についてお伺いできたらと思います。

佐藤学務課長 令和3年度、今年度、それから昨年度については、委員がおっしゃるよう に、校外活動ができない状況でございました。

令和4年度につきましては、これまで凍結をしていました、具体的には音楽鑑賞会ですとか、連合運動会、あるいはスケート教室といったものを予算化をして、実施するというような予定にさせていただいているところでございます。また、市内めぐりというような形で、先ほども少しお話が出ていましたけれども、小学校3年生を対象にしていた事業があったのですけども、それについては名称をSDGsスタディツアーと変えまして、内容も公共施設中心だったものを民間施設も見学するような形で、SDGs教育に役立てるような形で新たに事業の方を設置させていただいたというようなことも含めて、校外活動について予算化させていただいているという状況でございます。

平岩委員 コロナで制限はたくさんあるのは重々承知ですけれども、ぜひ、子どもたちには何かできる形で考えていっていただけたらと思っています。

あと、今、子どもたちがやったことの発表する場がないので、それも何か発表できるような形をぜひ、考えてほしいと思っています。

それからSDGsスタディツアーということがありまして、市内にあるそういう資源というのをどんどん活用したらいいと思うのですが、子どもたちから少し離れるかもしれませんが、市内ではJAXAがあります。それから、先ほど説明の中でユニークベニュー、そのようなものが出てきました。JAXAだったら宇宙教育ということになると思うのですが、この辺も子どもたち、それから大人も十分に活用してほしいと思います。

ということでJAXAと、それから文化財を使った事業が説明でちょっと新しく出ておりましたので、これについてもう少しご説明いただけたらと思います。

先ほど説明の中に文化財を利用したユニークベニューの活用事業というのがありましたが、それについてもう少し詳しくお伺いしたいのと、それからJAXAを利用した宇宙教育というのがありましたので、これについてももう少し具体的なことをお伺いできたらと思います。

仙波文化財保護課長 まず、ユニークベニュー活用事業ですけれども、こちらは歴史的建造物など、独特な雰囲気を持つ会場で会議やレセプション、イベントなどを開催することによりまして、特別感や地域特性、こういったものを演出することを目的にしております。

本市におきましては、これまでも相模原市古民家園などで歴史講演会、そういったイベントを実施してまいりましたけれども、新たに小原宿本陣、こちらも活用いたしまして、ユニークベニュー活用事業として文化的イベントを実施していきたいと、このように考えております。

佐々木博物館長 宇宙教育の意義でございますが、宇宙そのものを学ぶことによって宇宙 科学や自然科学などへの興味関心を高める、深めるということと、宇宙を題材として学ぶ ことによって、未知なる世界への好奇心や冒険心を育むということがあると考えておりま す。

相模原市立博物館では隣接するJAXA宇宙科学研究所と連携して、プラネタリウムや 企画展などを通しまして、相模原市のシビックプライドを高められるような特色ある宇宙 教育普及活動を進めていきたいと考えております。

平岩委員 子どもたちに向けて活用できるところはありますか。宇宙教育というのは、これは大人向けという意味でしょうか。

佐々木博物館長 社会教育、生涯学習という意味で全ての方にというところと、お子さんについては、やはり未知なる世界への好奇心や冒険心を育むということができると思いますが、博物館ではプラネタリウムでお子様向けの番組で宇宙や天文に興味を持つような番

組を放映したり、今年度は中止になりましたけれども、来年度は親子で望遠鏡をつくって 天体観測をするようなイベントを検討しているところでございます。

松本学校教育課長 JAXAのところにつきましては、既に学校の方でJAXAと連携しまして、市内の中学校なのですが、宇宙教育から入ってはいるのですけども、観点としてはSDGsの観点で、持続可能な地域に生きる我々のあり方といったテーマで総合的な学習の時間を中心に取り組んでいる学校があると承知しているところでございます。

また、こういった形での、宇宙教育から入ったSDGsの授業は可能であるというところをJAXAの方からも提案をされているところでございまして、我々としましても非常にすばらしい取組であるということは承知していますので、こういった取組があるので、ぜひ活用していただきたいと学校の方に周知を図っていきたいと考えております。具体的には、学校教育課で「さがそうみらいプロジェクトサポーターズリスト」という市内の関係団体や各企業等が学校に出向いて授業を行うという情報を一元化して案内するものがございますので、そこにご登録いただいて、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

平岩委員 限られた予算の中で、子どもたちになるべくたくさんの体験をさせてあげたいので、市内にいろいろなそういった活用できる場所だとか、資源などがありますから、十分に活用して、よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第6号、「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に関係する職員以外は退出してください。

(休憩・12:25~12:29)

相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について (公開しない会議 原案どおり可決) 鈴木教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午後0時40分 閉会